An aerial photograph of a vast solar farm in a snowy, open landscape. The solar panels are arranged in neat, parallel rows, stretching across the terrain. The ground is covered in a layer of snow, and the sky is clear and blue. In the bottom left corner, a portion of a modern building with a blue roof is visible.

地域脱炭素化促進区域と 生物多様性保全に関する検討状況 (北海道生物多様性保全ダイアログ)

2023.6.28
北海道大学 中村太士

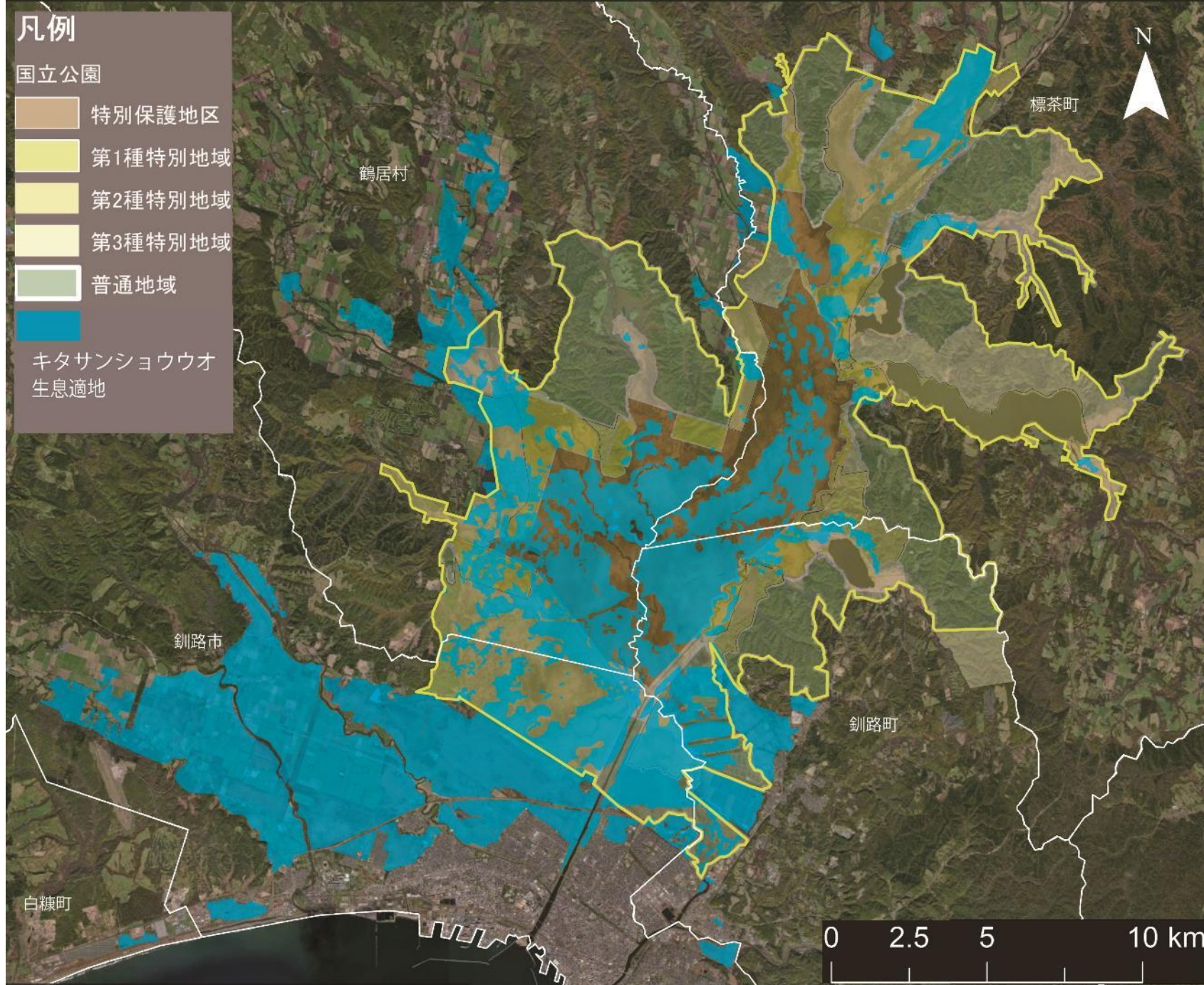
国立公園内釧路町



凡例

国立公園

- 特別保護地区
- 第1種特別地域
- 第2種特別地域
- 第3種特別地域
- 普通地域
- キタサンショウウオ生息適地



キタサンショウウオ生息適地データは Tran et al. 2021. Ecological Research 36(2) : 281-292. を使用した。

Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, e



苫前町HPより

<http://www.town.tomamae.lg.jp/section/kensetsu/>

次期北海道生物多様性保全計画（案）の骨格概要図

【2050年に目指す北海道の姿 = 自然共生社会】

○ 道民や企業が、本道の生態系サービスを享受し、それを理解している社会

次期計画の役割はここまで

【2030年目標】

○ ネイチャーポジティブの実現及び自然共生社会の実現に向けた意識の醸成
(本道の生物多様性が回復し(回復の軌道に乗り)、かつ、道民や企業が自然や野生生物との共生は暮らしや産業のためになることを理解している状態)

ネイチャーポジティブの実現 (自然へのアプローチ)

<基本戦略1>
生態系への影響の緩和

<基本戦略2>
保護区指定・OECM
を活用した土地利用・管理の推進

自然共生社会の実現に向けた意識の醸成 (道民や企業へのアプローチ)

<基本戦略3>
生態系ネットワーク
を元手とする課題解決と恩恵の可視化

<基本戦略4>
自然と関わる機会の
(積極的な)創出

〔戦略を強力に推進する取組〕

〔道の関連施策〕

「生態系別施策」、「重要地域の保全施策」、「横断的・基盤的施策」別に提示

ネイチャー・ポジティブとは？

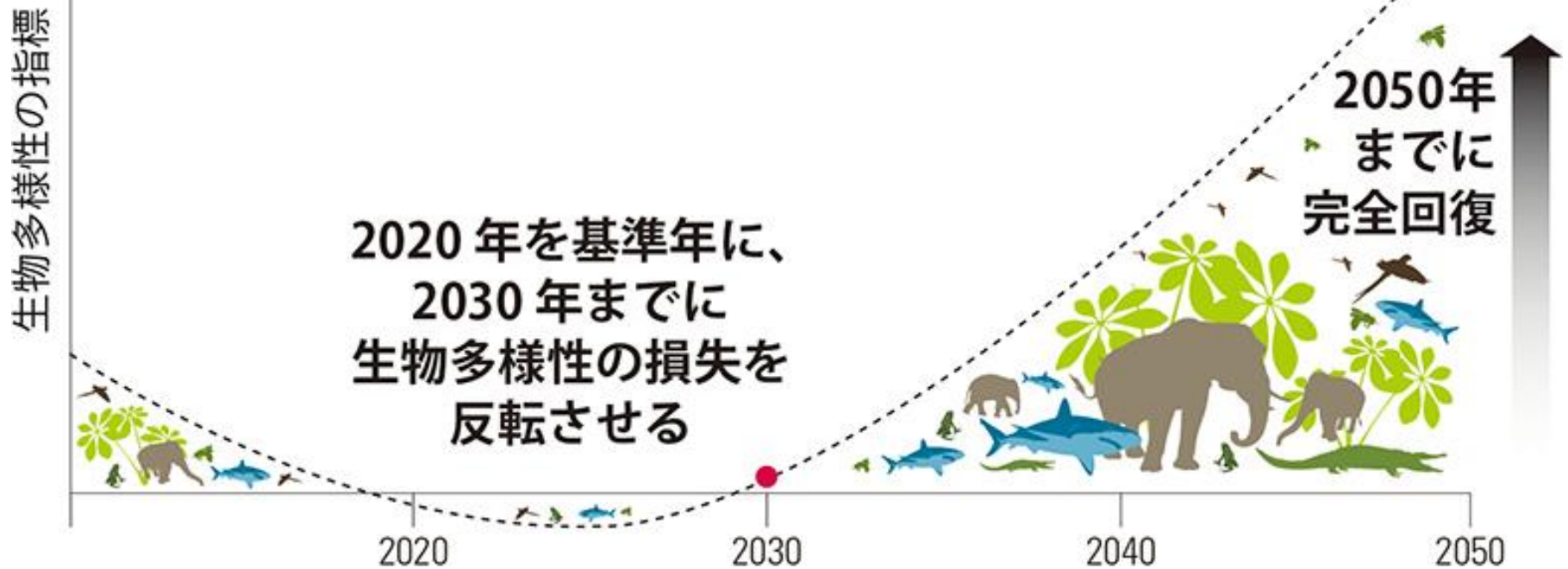


図7 2030年までのネイチャー・ポジティブに向けた自然のための測定可能な世界目標
出典：Locke et al.,2021¹²

次期 生物多様性国家戦略、国土形成計画、国土強靱化計画に明記される。

地域脱炭素化促進区域の設定に 係る配慮基準案について

令和5年（2023年）6月8日（木）

令和5年度 第1回北海道環境審議会



1 地域脱炭素化促進事業制度（振り返り）

制度の趣旨

「地域脱炭素化促進事業」に関する制度は、地域の円滑な合意形成を図り、**適正に環境に配慮し、地域のメリットにもつなげる地域と共生する再生可能エネルギー事業の導入を促進**する制度。

本制度は、「地域脱炭素化促進事業」として行わない再生可能エネルギー事業には及びません。

（環境省 地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）2022年4月より引用）

都道府県基準

都道府県基準は、促進区域設定に係る**環境省令で定める基準に上乘せ・横出しして、地域の実情（自然的社会的条件）に応じた環境の保全への適正な配慮を求める**ための基準。

（都道府県基準は、認可を不要にしたり、許認可などの基準を緩和するものではありません）

（環境省 地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）2022年4月より引用）

〔市町村が設定する促進区域〕

- ✓ 地域の再生可能エネルギーのポテンシャルを最大限活用するような、意欲的な再生可能エネルギー導入目標を設定した上で、その実現に向けて国及び都道府県が定めた基準に従って設定
- ✓ **環境保全の観点及び社会的配慮の観点から考慮することが望ましい事項に留意して設定**
- ✓ **地域の合意形成を図り、再生可能エネルギー導入の適地を設定**
- ✓ 環境保全上の支障や環境配慮の観点から保全すべき区域は、促進区域から除くか、当該支障を回避するための適切な措置などを講じられる場合に設定

（環境省_地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第2版）2022年6月より引用）

2 都道府県基準の構成（振り返り）

地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則（以下「規則」。）で示されている都道府県の基準の構成は次のとおり。

① 市町村が促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域（以下「除外区域」。） （規則第五条の四第2項第一号）

※ 除外区域に設定された区域は、市町村の促進区域に設定することができません

② 考慮対象事項（考慮対象区域・事項） （規則第五条の四第2項第二号）

※ 考慮対象区域・事項に設定された区域・事項は、支障を回避するための適切な措置を講じられる場合などに、市町村の促進区域に設定することができます（措置できなければ設定できません）

事項等	
ア	施設の種類ごとに省令で掲げる環境配慮事項のうち、市町村が促進区域を定めるにあたっての考慮すべき事項（考慮対象事項）
イ	考慮対象事項ごとの環境保全への適正な配慮を確保するための考え方
ウ	考慮対象事項を考慮するにあたり収集すべき情報
エ	収集すべき情報の収集方法

③ 特例事項 （規則第五条の四第3項）

④ 適用除外 （規則第五条の四第5項）

3 関係する他部会・審議会への意見照会状況

令和5年（2023年）1月の北海道環境審議会（以下「親会」。）後に、会長と協議の上、親会各部会及び北海道環境影響評価審議会（以下「アセス審」。）に北海道が策定する都道府県基準（以下「配慮基準」。）（案）の意見を照会。

令和5年（2023年）		3～5月		
親会	地球温暖化対策部会 (以下「温対部会」)	[3月温対部会] 事業制度の説明 ⇒ 意見照会なし	[5月温対部会と自然部会の合同開催] 環境の保全や再エネの促進など制度趣旨の観点から意見を照会	
	自然環境部会 (以下「自然部会」)	[3月自然部会] 事業制度の説明 ⇒ 意見照会なし		
	温泉部会	[3月温泉部会] 制度趣旨の観点から意見を部会で照会	[環境省へ照会中] 環境省に温泉熱を利用した発電及び熱供給の施設の種類を照会中	
	水環境部会	[3月書面照会] 制度趣旨の観点から意見を書面で照会	(意見なし)	
アセス審	[3月アセス審] 配慮書省略の観点と累積的影響の観点から意見を審議会で照会	[5月アセス審] 部会の意見として整理するために改めて議論	[5月改めて照会] 委員の意見を聴取するために改めて照会	
その他の審議会	その他の審議会への意見照会は、現配慮基準（案）についての当該事務局との調整をもって行った			

6 配慮基準の位置付けと対象（案）

配慮基準の位置付けと対象にする施設の種類（案）は、次のとおり。

基準の位置付け（案）

本基準は、法第21条 6 項に規定する都道府県が定める促進区域の設定に関する基準です。

基準の対象（案）

再生可能エネルギー発電施設

- 太陽光
- 風力
- 中小水力
（出力が 30,000kW未満のものに限る）
- 地熱
（探査に係る調査のための掘削設備を含む）
- バイオマス

再生可能エネルギー熱供給施設

- 太陽熱
- 大気中の熱その他の自然界に存する熱
（地中熱、雪氷熱、温泉熱、海水熱、河川熱又は下水熱）
- 地熱
- バイオマス

7 他府県の施設の種類の都道府県基準設定状況

都道府県基準を策定した17府県が設定した再生可能エネルギー（以下「再エネ」）施設の種別は、次のとおり。

●：基準として設定済み

(令和5年(2023年)4月20日現在)

No.	エネ種別	施設の種類	岩手	宮城	福島	茨城	埼玉	長野	富山	愛知	三重	京都	広島	山口	徳島	高知	福岡	長崎	鹿児島			
1	再エネ発電施設	太陽光	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
2		風力	●	●	●	●			●	●		●				●	●	●	●	●		
3		中小水力		●					●				●			●						
4		地熱		●																		
5		バイオマス		●		●			●				●			●	●					
6	再エネ熱供給施設	太陽熱		●																		
7		大気中の熱その他の自然界に存する熱		●																		
8		地熱		●																		
9		バイオマス		●																		

「基本的な考え方」（今回提示案）は、次のとおり。

I 恵みをもたらす豊かな自然環境を保全

[道基準案の検討を進めていく上での視点・ポイント]

- ☞ 国際的に保護とされている保全地域の自然環境・生態系
- ☞ 自然環境に優れ、生物多様性の高い地域
- ☞ 自然景観や自然資源、未来に残すべき自然
- ☞ 触れ合いの場としての自然
- ☞ 文化的に維持してきた自然景観・資源

II 災害の発生の可能性が高い箇所を回避し防災に資する自然環境を保全

[道基準案の検討を進めていく上での視点・ポイント]

- ☞ 災害などの発生のおそれのある地域の回避と自然環境を活かした防災

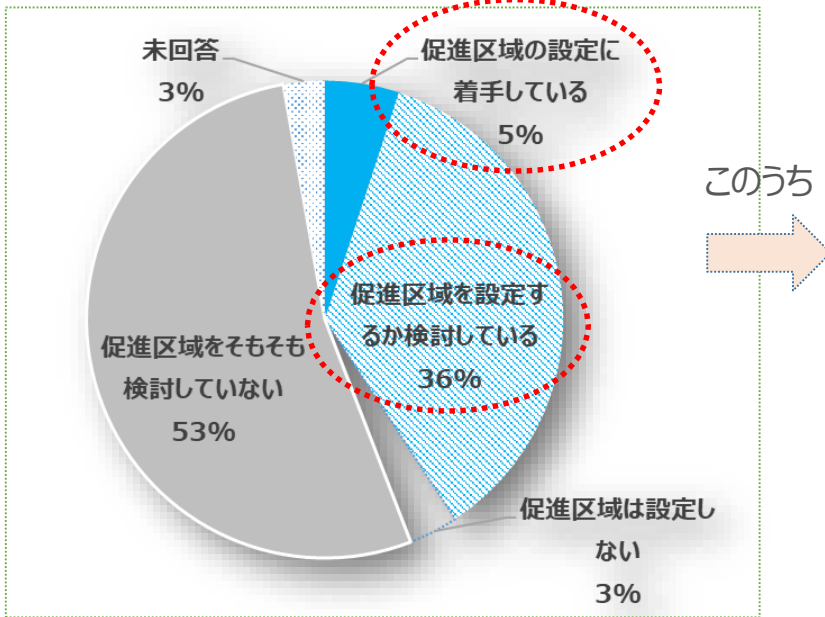
III 北海道の基幹産業である第一次産業などが有する重要機能を保全

[道基準案の検討を進めていく上での視点・ポイント]

- ☞ 第一次産業の健全な発展との調和
- ☞ 景観などの観光資源

12 市町村へのアンケート結果

道内179市町村に促進区域の設定の検討状況を確認

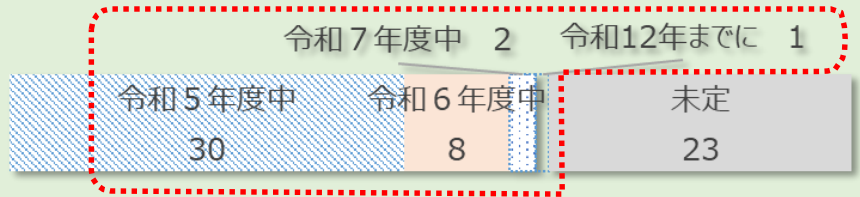


(1) 「促進区域の設定に着手している」9市町村



(2) 「促進区域を設定するか検討している」41市町村

「促進区域を設定するか検討している」市町村のうち、検討の結論を出す目途が明確になっている41市町村



具体的に促進区域の設定を検討している50市町村に対して、配慮基準に求めることを聴取

[市町村意見]

- **市町村行政区域の全域が除外区域になることについては、「促進区域を設定したいのでやめて欲しい」とする意見が、全体では62%を占め、(1)の市町村では100%を占めた**
- **①除外区域に設定する区域は、「法令などで施設の設置が困難な区域に限定してほしい」とする意見が、(1)の市町村では56%を占め、「許認可区域までに留めてほしい」とする意見も含めると76%を占めた**
 主な理由)
 - ・ 行政区域全域が、除外区域になることを危惧している
 - ・ 除外区域が、行政区域全域とならないからと無闇に広げられる危険性を危惧している
 - ・ 明らかに除外とは言えない区域は、考慮対象区域にしてほしい
 - ・ 市町村の裁量を最大限確保してほしい
- **①除外区域に設定する区域の明確さは、「メッシュだと荒いため、図示程度で良い」とする意見が、(1)の市町村では67%を占めた**

全施設共通の①除外区域

13 配慮基準の①除外区域（全施設共通）（案）（1）

配慮基準の①除外区域に設定する区域のうち、全施設において共通となる区域（案）は、次のとおり。

環境配慮事項	区域名	根拠法令
土地の安定性への影響	砂防指定地	砂防法
	地すべり防止区域	地すべり等防止法
	ぼた山崩壊防止区域	
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	土砂災害（特別）警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	災害危険区域	建築基準法
	保安林	森林法
	保安林予定森林	
地域森林計画対象森林		
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	道指定鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	生息地等保護区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
		北海道生物の多様性の保全等に関する条例
保護林	保護林設定管理要領	
植物の重要な種及び重要な群落への影響	生息地等保護区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
		北海道生物の多様性の保全等に関する条例
	保護林	保護林設定管理要領

13 配慮基準の①除外区域（全施設共通）（案）（2）

配慮基準の①除外区域に設定する区域のうち、全施設において共通となる区域（案）は、次のとおり。

環境配慮事項	区域名	根拠法令
地域を特徴づける生態系への影響	道自然環境保全地域	北海道自然環境等保全条例
	学術自然保護地区	
	ラムサール条約湿地	ラムサール条約
	世界自然遺産	世界遺産条約
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	国立公園及び国定公園の特別地域	自然公園法
	北海道立自然公園の特別地域	北海道立自然公園条例
	自然景観保護地区	北海道自然環境等保全条例
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	環境緑地保護地区	北海道自然環境等保全条例
その他北海道が必要と判断するもの	要措置区域	土壌汚染対策法
	世界文化遺産	世界遺産条約
	国指定重要文化財	文化財保護法
	国指定史跡名勝天然記念物 （区域が定められているものに限る）	
	道指定有形文化財	北海道文化財保護条例
	道指定史跡名勝天然記念物 （区域が定められているものに限る）	

13 配慮基準の①除外区域（全施設共通）（案）（3）

配慮基準の①除外区域に設定する区域のうち、全施設において共通となる区域（案）は、次のとおり。

環境配慮事項	区域名	根拠法令
その他北海道が必要と判断するもの	市街化調整区域	都市計画法
	農用地区域内農地	農業振興地域の整備に関する法律、農地法
	甲種農地	農地法、農地法施行令

14 配慮基準の①除外区域（太陽光発電施設）（案）

太陽光発電施設の「①除外区域」は、全施設共通の①除外区域に次の区域（案）を加える。

環境配慮事項	区域名	根拠法令
土地の安定性への影響	河川区域	河川法
その他北海道が必要と判断するもの	海岸保全区域	海岸法

[（再掲）全施設共通の①除外区域]

区域名
砂防指定地
地すべり防止区域
ぼた山崩壊防止区域
急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害（特別）警戒区域
災害危険区域
保安林
保安林予定森林
地域森林計画対象森林
道指定鳥獣保護区の特別保護地区
生息地等保護区
保護林

区域名
道自然環境保全地域
学術自然保護地区
ラムサル条約湿地
世界自然遺産
国立公園及び国定公園の特別地域
北海道立自然公園の特別地域
自然景観保護地区
環境緑地保護地区
要措置区域
世界文化遺産
国指定重要文化財
国指定史跡名勝天然記念物 （区域が定められているものに限る）

区域名
道指定有形文化財
道指定史跡名勝天然記念物 （区域が定められているものに限る）
市街化調整区域
農用地区域内農地
甲種農地

15 他府県の除外区域の設定状況（太陽光発電施設）（1）

他府県の「太陽光発電施設」における「①除外区域」の設定状況は、次のとおり。

【温泉・防災】

●：基準として設定済み / ○：国の基準（令和5年（2023年）4月20日現在）

No.	区域	道案	岩手	宮城	福島	茨城	埼玉	長野	富山	愛知	三重	京都	広島	山口	徳島	高知	福岡	長崎	鹿児島	
10	温泉 (温泉法)	保護地域	考慮区域																	
11		準保護地域	考慮区域																	
12	砂防指定地 (砂防法)		●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●		●	●	●	●	●
13	地すべり防止区域 (地すべり等防止法)		●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●		●	●	●	●	●
14	急傾斜地崩壊危険区域 (急傾斜地法)		●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●		●	●	●	●	●
15	・土砂災害警戒区域 ・土砂災害特別警戒区域 (土砂災害防止法)		●	●	●	●	●	●			●		●	●		●	●	●	●	●
16	土砂災害危険箇所 (国交省通達)	考慮区域	●					●						●				●		
17	山地災害危険地区 (林野庁長官通達)	考慮区域	●					●						●		●				
18	ぼた山崩壊防止区域 (地すべり等防止法)		●															●		
19	災害危険区域 (建築基準法)		●													●	●			

15 他府県の除外区域の設定状況（太陽光発電施設）（2）

他府県の「太陽光発電施設」における「①除外区域」の設定状況は、次のとおり。

【河川・鳥獣保護区

● 生息地等保護区】

● : 基準として設定済み / ○ : 国の基準

(令和5年(2023年)4月20日現在)

No.	区域	道案	岩手	宮城	福島	茨城	埼玉	長野	富山	愛知	三重	京都	広島	山口	徳島	高知	福岡	長崎	鹿児島
20	区域	●	●		●	●	●	●	●			●				●	●	●	●
21	河川 (河川法)	保全区域	考慮区域			●	●									●			●
22		予定地	考慮区域			●	●									●			●
23	国指定鳥獣保護区	特別保護地区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
24	(鳥獣保護管理法)	その他の地区	考慮区域	●			●					●			●				●
25	都道府県指定鳥獣保護区	特別保護地区	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
26	(鳥獣保護管理法)	その他の地区	考慮区域	●			●					●							
27	生息地等保護区	管理地区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
28	(種の保存法)	監視地区	●				●					●		●					●

15 他府県の除外区域の設定状況（太陽光発電施設）（3）

他府県の「太陽光発電施設」における「①除外区域」の設定状況は、次のとおり。

〔生息地等保護区〕

● 自然環境保全地域

● : 基準として設定済み / ○ : 国の基準

(令和5年(2023年)4月20日現在)

No.	区域	道案	岩手	宮城	福島	茨城	埼玉	長野	富山	愛知	三重	京都	広島	山口	徳島	高知	福岡	長崎	鹿児島
29	生息地等保護区 (都道府県条例)	管理地区	●	●						●		●		●		●	●		●
30		監視地区	●	●						●		●		●		●			●
31	カモシカ保護地域 (S54.三庁合意)	非該当	●																
32	原生自然環境保全地域 (自然環境保全法)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
33	自然環境保全地域 (自然環境保全法)	特別地区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
34		野生動植物保護地区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
35		普通地区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
36	都道府県自然環境保全地域 (都道府県条例)	特別地区	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
37		野生動植物保護地区	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
38		普通地区	●					●		●	●	●	●		●	●			●

15 他府県の除外区域の設定状況（太陽光発電施設）（5）

他府県の「太陽光発電施設」における「①除外区域」の設定状況は、次のとおり。

【自然公園】

●：基準として設定済み / ○：国の基準（令和5年（2023年）4月20日現在）

No.	区域	道案	岩手	宮城	福島	茨城	埼玉	長野	富山	愛知	三重	京都	広島	山口	徳島	高知	福岡	長崎	鹿児島	
46	国立・国定公園 (自然公園法)	特別保護地区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47		第一種特別地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48		第二種特別地域	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
49		第三種特別地域	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
50		普通地域	考慮区域					●									●			●
51	都道府県立自然公園 (都道府県条例)	第一種特別地域	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
52		第二種特別地域	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
53		第三種特別地域	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
54	普通地域	考慮区域					●									●			●	

15 他府県の除外区域の設定状況（太陽光発電施設）（6）

他府県の「太陽光発電施設」における「①除外区域」の設定状況は、次のとおり。

【条約・森林】

●：基準として設定済み / ○：国の基準

（令和5年（2023年）4月20日現在）

No.	区域	道案	岩手	宮城	福島	茨城	埼玉	長野	富山	愛知	三重	京都	広島	山口	徳島	高知	福岡	長崎	鹿児島
55	ラムサール条約湿地 （ラムサール条約）	●			●		●			●			●	●			●		●
56	世界文化遺産 （世界遺産条約）	●	●								●								●
57	世界自然遺産 （世界遺産条約）	●																	●
58	保安林 （森林法）	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
59	予定森林等	●															●	●	
60	保護林 （保護林設定要領）	●																	●
61	地域森林計画対象森林 （森林法）	●			●			●			●					●			
62	森林整備保全重点地域 （都道府県条例）	非該当						●											
63	第一種森林管理重点地域 （都道府県条例）	非該当													●				
64	市町村が保全森林とし 協定等を締結している区 域 （協定書等）	非該当			●														

15 他府県の除外区域の設定状況（太陽光発電施設）（7）

他府県の「太陽光発電施設」における「①除外区域」の設定状況は、次のとおり。

【森林・風致等の 計画区域・景観】

●：基準として設定済み / ○：国の基準

（令和5年（2023年）4月20日現在）

No.	区域	道案	岩手	宮城	福島	茨城	埼玉	長野	富山	愛知	三重	京都	広島	山口	徳島	高知	福岡	長崎	鹿児島
65	補助事業により森林整備等を実施した区域（補助事業による制限）	非該当														●			
66	風致地区（都市計画法）	考慮区域	●		●	●	●	●			●	●	●	●					●
67	歴史的風致維持向上計画で定める重点区域（歴史まちづくり法）	非該当	●		●			●						●			●		
68	市街化調整区域（都市計画法）	●																	
69	特別緑地保全地区（都市緑地法）	考慮区域			●	●	●					●		●					
70	・近郊緑地保全区域 ・近郊緑地特別保全地区（首都圏近郊緑地保全法）	非該当					●					●							
71	生産緑地地区（生産緑地法）	非該当										●							
72	・文化的景観 ・重要文化的景観（文化財保護法）	非該当	●		●									●				●	
73	景観形成重点地区（市町村景観計画）	非該当				●	●									●			

15 他府県の除外区域の設定状況（太陽光発電施設）（11）

他府県の「太陽光発電施設」における「①除外区域」の設定状況は、次のとおり。

【その他】

●：基準として設定済み / ○：国の基準（令和5年（2023年）4月20日現在）

No.	区域	道(案)	岩手	宮城	福島	茨城	埼玉	長野	富山	愛知	三重	京都	広島	山口	徳島	高知	福岡	長崎	鹿児島	
101	航空制限区域 (航空法)	非該当				●														
102	伝搬障害防止区域 (電波法)	非該当																		
103	道路区域 (道路法)	考慮区域														●				
104	設置が禁止されている区域 (法令、命令等)	非該当			●			●												
設定数		38	33	14	35	30	36	28	11	12	29	21	16	28	9	41	20	24	39	
		差分	▲5	▲24	▲3	▲8	▲2	▲10	▲27	▲26	▲9	▲17	▲22	▲10	▲29	+3	▲18	▲14	+1	
		道(案)	岩手	宮城	福島	茨城	埼玉	長野	富山	愛知	三重	京都	広島	山口	徳島	高知	福岡	長崎	鹿児島	